

郵便での現金要求は詐欺!!

長崎県内で、

「携帯電話の有料サイト利用料金が未納。このままでは民事訴訟になる」旨のメールを送り付け、被害者に対し、サイト利用料・和解料等の名目で

現金は一般書留で郵送するようにと指示し、現金100万円余りを騙し取る振り込め詐欺（架空請求詐欺）事件が発生しました。



～書留とは～

「一般書留」「簡易書留」の2種類があり、現金は「一般書留」の一種である「現金書留」でしか送付できません。

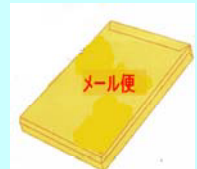
～レターパックとは～

専用の封筒（レターパック350円、レターパック500円）で送付するもので、現金や貴重品等は送付できません。



～メール便とは～

運輸業者による輸送サービスで、現金や貴重品等は送付できません。



～被害防止のポイント～

- ★ 現金書留以外の書留・レターパック・メール便等で現金を送るよう指示された場合は詐欺を疑う
- ★ 身に覚えのない請求は無視する
- ★ 絶対に相手方に電話や返信メールはしない
- ★ 不審なメールや電話が来たら、まず、
 - ・最寄りの警察署、交番、駐在所
 - ・警察情報ダイヤル



0120-110-874

（フリーダイヤル 110番にハナシてみよう）

へ御相談下さい。